

福生市教育委員会会議録

平成20年第2回定例会

- 1 開催年月日 平成20年2月22日(金)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時39分
- 4 場 所 福生市教育委員会 2階会議室
- 5 出席委員 委 員 長 長谷川 貞 夫
委員長職務代理者 平 野 裕 子
委 員 加 藤 美 子
委 員 渡 辺 浩 行
教 育 長 宮 城 眞 一
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 宮 田 満
参 事 川 越 孝 洋
庶 務 課 長 福 島 秀 男
学 校 給 食 課 長 中 村 守 一
社 会 教 育 課 長 戸 室 幸 治
又 ー ツ 振 興 課 長 野 方 孝
市民会館兼公民館長 伊 東 静 一
図 書 館 長 森 田 秀 敏
主 幹 吉 澤 淳
指 導 主 事 大 谷 憲 司
指 導 主 事 並 木 茂 男
- 8 傍 聴 人 なし

(裏面に続く)

9 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 教育長報告
- 日程第3 議案第10号 福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
- 日程第4 議案第11号 福生市立図書館運営規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 議案第12号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第6 議案第13号 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第7 議案第14号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第8 議案第15号 福生市民会館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第9 議案第16号 福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第10 議案第17号 福生市体育館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第11 議案第18号 福生市教育センター条例に対する意見聴取について
- 日程第12 議案第19号 平成19年度一般会計補正予算(第4号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 日程第13 議案第20号 平成20年度一般会計当初予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 日程第14 協議事項 1 平成20年度福生市教育委員会の基本的な考え方(案)について
- 日程第15 協議事項 2 平成20年度~22年度 福生市教育推進プラン(案)について
- 日程第16 その他報告事項

委員 長 おはようございます。

それでは、ただ今から平成20年第2回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づきまして、平野裕子委員、加藤美子委員の両名を署名委員として指名いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第2、教育長報告、教育長からお願ひいたします。

教育 長 冬至から春分までのちょうどこの中間に当たる時期が立春と言われておりますが、今日あたりは幾分その寒さも緩んできたと感じるところかと思ひます。定例の教育委員会に御参集いただきまして大変ありがとうございます。

最初に取り急ぎの御報告として、給食食材等の問題でございます。この件に関しましてはFAXにてお知らせをしたところでございまして、その後の状況として特段な変化等はございませんが、小学校の給食につきましては、調達の食材は基本として国産、そして手づくり品の使用ということでございまして、なおかつ冷凍食品の使用もしておりません。ただ、国内調達の難しいものについては若干使ってきた経緯もございまして、その中でメンマ、春雨という製品につきましては、ここに至りまして使用の自粛といたしておるものでございます。なお、その後各種の情報がいろいろと出ておりますので、それらについては注目をしながら、「疑わしきは使用せず」という姿勢で、安全な食材使用、調理に努めてまいりたいと存じます。

また、中学校ランチルームにおけます食材の問題でございますが、委託業者におきましては冷凍食品の使用はいたしておりますが、今回報道されております製品等につきましては使用されておられません。また中国産冷凍加工食品の使用につきましては、使用の自粛がされてきております。国産の冷凍加工食品以外のものを使用いたします場合には、残留農薬検査証明書あるいは産地証明書等で安全性を確認したものを使用するよう、私ども福生市としては指示をいたしているところでございます。

続きまして学校教育関係では、新たな学習指導要領案が去る2月15日に文部科学省から公表がされたところでございます。昨年12月に教育基本法の全面改正がされまして、交付・施行となったところでございまして、

引き続き昨年6月には関係教育三法の改正がされました。これらにつきましてはその多くが本年4月からの施行ということになるところでございます。もともと教育基本法の改正を受けましたのちに中央教育審議会の審議を経て、学習指導要領改訂に向けた取組が予定をされていたわけですが、この間に教育再生会議の発足でありますとか、あるいは同会議での集約意見の反映などについての考慮などもあったかと思われませんが、若干学習指導要領改訂作業に遅れがあったところがございます。年度末を控えまして、いよいよここで公表がされ、告示に向けての動向が明らかになってまいりました。

お手元の資料で、若干ではございますが、入手できたものを徐々に入れさせていただいております。資料1でございますが、1枚もので、これは学校教育法の施行規則の一部改正等につきましての御案内ということでございます。この中で御覧いただきますのは、3番目の今後のスケジュール(予定)のところでございます。そのスケジュールを御覧いただきますと、2月15日の案の公表、そしてパブリックコメント、つまり意見聴取を3月16日までして、3月末には官報告示をして学習指導要領としていくということでございます。そして平成21年4月1日以降、それぞれの移行措置等が取られながら、平成23年4月1日に小学校の学習指導要領の全面実施、そして平成24年には中学校の学習指導要領の全面実施となるスケジュールが示されたところがございます。なお、全面実施に先立っては、教科書の採択等が小学校あるいは中学校ごとに行われていくことになってございます。

そして資料2でございますが、これは施行規則に関係いたしまして、授業時数の問題については省令で定めることになっておりますが、その省令がこのように改正をされるということが説明をされておまして、次の2ページ、3、4のところでは小学校の学習指導要領案、あるいは中学校学習指導要領案につきまして、移行措置をこのようにとっていきますといったことが改めて文章として示されているところがございます。

それから資料の3でございますが、幼稚園教育要領並びに小・中学校学習指導要領につきましても、改定のポイントが示されております。1ページ目は、今回の改訂の基本的な考え方が3点示されておりますが、特に報道されておりますように「生きる力」について継続して理念としていくのだということが示されておまして、その「生きる力」のもとになります「知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視」

と、あるいは「道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成」といったことを大きな柱としてその理念の追求をしていくと述べられております。また、2ページ以降につきましては「教育内容の主な改善事項」そして、3ページ以降は、「各学校段階の改訂の要点」が示されているところでございます。後程、御覧いただければと思います。

そして6、7ページのところでは、先程の省令に示されております授業時数の変化につきまして、現行と改定案とが小・中学校別に示されております。既に御案内のように1割程度の授業時数の増ということになります。この授業時数の問題が今後移行措置の中で、順次どのような取組をしていくかということが大きな課題になってくると考えているところでございます。

続きまして福生市公立学校教育研究会発表会でございますが、2月13日に開催された発表会には御出席をいただき大変ありがとうございました。今年は、昨年の反省にたちまして、きちんと時間をとって研究発表をすることで、発表会としては単独の開催として取組をさせていただきました。若干まだ課題を残したとは思いますが、まずは小・中学校が連携をして教育研究に望むといったことの第1弾としての結果でございます。なお、この教育研究会につきましては、平成17年度に発足いたしておりますけれども、当初の段階では小学校中心で、中学校の参加は非常に厳しかったところであります。中学校は西多摩地域の青梅市を除きました3市3町1村の19校が共同で教育研究をしてきた経緯があったのでございますが、平成18年度でこの中学校の共同研究からは退会をいたしまして、平成19年度から小・中学校の連携を大きなテーマとしまして、この研究活動を進めてまいりました。今後ともぜひ見守りをいただきながら福生市公立学校教育研究会の発展に御指導、御支援をいただければと存じます。

続きまして市議会の予定でございますが、第1回の定例市議会が3月4日から3月28日の予定で開会されることとなっております。事案等につきましては、一般質問のほかには予算案、特に新年度予算案と、それらに関係する条例案等が出されているところでございます。後程、市長からの意見聴取が求められてきておりますので、議案として御審議をいただきたいと思っております。

なお、第1回の定例市議会におきましては、委員長から市教育委員会としての教育施策等の推進に向けました基本的な考え方につきまして、本会議場でお述べいただくことになっているところでございます。

続きまして都市教育長会でございますが、2月12日に定例会が開催されたところでございます。事案中で特に御報告申し上げるものはございませんでしたが、お手元の資料4で、「東京都教育ビジョン(第2次)中間のまとめ」が出されておりました、いわゆるパブリックコメントが求められている状況でございます。本文は約60ページからのものでして、本日はその極々概要的なところだけお示しをさせていただいています。

この「東京都教育ビジョン」は、第1章が「基本的な考え方」、そして第2章が「取組の方向と重点施策」で、この第2章は、大きく三つの柱で構成されております。詳しくは事務局に1部でございますがその資料がございますので、御指示いただきますれば御覧いただけるようにいたしたいと存じます。なお、この「東京都教育ビジョン」については、5月頃に第2次の「東京都教育ビジョン」として発表したいとのことございました。

なお、今月末には福生市PTA連合会との意見交換会も予定をされているところでございます。2月29日午後7時、第一中学校のフォレストホールで、今年2回目の意見交換会になる予定でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

以上報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。教育長からの報告が終わりました。質問があればお願いいたします。

平野委員 先日行われました市内の先生方が一堂に会しましての福生市公立学校教育研究会発表会を初めて見させていただきました。1年間、先生方お一人お一人が各教科にわたって研究されていたことがよくわかり、私も勉強させていただきました。大勢の先生が参加されていたのですけれども、何割ぐらいの先生が出席されていたのでしょうか。

指導主事 正確な数字は、手元にデータがないので申し上げられないのですが、ほぼ全員であったと思います。

委員長 せっかくの福生市公立学校教育研究会ですから、いろいろな教科について研究しておられると思うので、1日で終わるかどうかは別として、できればうまくすべての研究について報告がなされる習慣がほしいですね。研究発表の形として、パフォーマンス的な発表は、私自身、余り好みではないのですけれども、全員の先生方が出ておられるわけですから、個々に、時間が短くなっても発表なさっていただくとありがたいと思います。これは附帯意見ということで、それを強要するものではありません。

もう一つ「東京都教育ビジョン」のことですが、教職大学院が来年から

始まりますけれども、今まで東京都は夜間大学院でありますとか、14 条特例（大学院設置基準第 14 条、教育方法の特例）でありますとか、あるいは地域ごとの大学院に派遣をしていたと思いますけれども、その辺との関係について何か説明はありましたか。

教 育 長 この点について特に詳細な説明はなかったのですが、2 章の「取組の方向と重点施策」の 4 で、いろいろと策があり、教職大学院への派遣について、各市町村からもぜひ協力をしてほしいという要請が別の形でできてはありました。

委 員 長 予算的なことですか。

教 育 長 予算的なことというよりは派遣についての配慮をとのことです。

委 員 長 このことについて、付け加えまして説明させていただきますが、今まで、東京都に限らず全国の教員の資質向上のために、上越、兵庫、それから鳴門の三つの新構想大学と、それから教育系の国公立大学の学部等へ、1 年あるいは 2 年間の派遣をしていました。これは、国と都道府県の予算で派遣していました。ここで専門職大学院の流れの教職大学院が新たにできましたことにより、派遣数の数がどうなったのか知りたかったのです。かつて、福生市からも都内の大学に派遣した経緯があります。先生の資質向上のための研修がきちんとできることがよろしいのですが、一人派遣するためには、代わりの先生を雇うことも含めて 1 千万円はかかりますから、簡単ではないのですが。

ほかにございますか。それではないようですので教育長報告を終わります。ありがとうございました。

次に日程第 3、議案第 10 号、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長 それでは議案第 10 号、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。2 ページをお開き願います。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、新たに教育長に委任できない項目を加え、既存の専決規定を臨時代理規定に改めると共に、所要の規定整理をする必要がありますので、本議案を提出するものでございます。

それでは内容でございますが、3 ページをお開きください。またあわせて附属資料の資料 1、新旧対照表も御覧ください。新旧対照表で説明させ

ていただきますが、新たに第1条に趣旨規定を設け、法に基づき規定整備をする旨を明確化いたしました。

第2条は従前の第1条を第2条としたものでございますが、新たに第10号として法定化された教育委員会による事務の点検・評価に関することを加えたほかは同じ内容でございますが、一部の号番号の変更と文言整理をしてございます。

第3条は従前の第2条の全文改正でございますが、教育長の専決に関する規定を臨時代理に改める内容でございます。

第4条は従前の第3条を改めたもので、引用条名の変更を行っております。

なお、附則といたしまして、施行期日は平成20年4月1日といたすものでございます。説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。内容説明は終わりました。質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようですのでお諮りいたします。議案第10号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第4、議案第11号、福生市立図書館運営規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。図書館長より内容説明をお願いいたします。

図書館長 それでは議案第11号、福生市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。5ページをお開き願います。

提案理由でございますが、福生市立図書館の貸出資料の種類を追加するとともに、一部の資料の表現を改めるため、本規則を改正する必要がありますので、本議案を提出するものでございます。

それでは内容でございますが、6ページをお開きください。福生市立図書館運営規則の一部を次のように改正いたします。

第10条の表中、「カセットテープ・コンパクトディスク・ビデオテープ」を「カセットテープ・CD・ビデオテープ・DVD」に改め、第13条の表中「コンパクトディスク」を「CD」に改めるものであります。

ここでDVDとは、デジタル・バーサタイル・ディスク（digital versatile disk）の略称となります。このバーサタイルとは日本語では、「多用途の」といった意味があるようでございます。現在、市場やレンタル店、あるいはコマーシャルなどで「CD、DVD」といった表記が一般化しておりますので、福生市におきましてはそれらの表記にて規則の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして施行期日は平成20年5月1日といたすものでございます。説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。御質問はございますでしょうか。

例えばこういうのを「電子情報」としてくくることはいかがですか。

図書館長 貸出規定の中の、ものについての規則の改正でございますのでこのような表記になります。

委員長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたらお諮りいたします。議案第11号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ありがとうございます。よって議案第11号は原案のとおり可決することといたします。

日程第5、議案第12号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いします。

庶務課長 議案第12号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。7ページをお開き願います。

提案理由でございますが、次の8ページのとおり平成20年2月15日付福総総発第212号によりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に対しまして意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。次の9ページから12ページまでが市長が提出する条例案の上程議案及び改正案の写しでございます。

それでは内容でございますが、10ページをお開きください。条例の別表第1の改正でございますが、今回の改正では教育に関する部分のほか、市長部局の改正も含まれておりますが、このうち教育に関する部分について

御説明申し上げます。報酬の改正でございまして、10 ページから 11 ページにかけて、学校医は月額 6 万 3,400 円から 6 万 3,500 円に、また 2 校目からは 1 校につき 4 万 2,000 円を 4 万 2,100 円に、学校歯科医は月額 4 万 2,000 円から 4 万 2,100 円に。学校薬剤師は月額 2 万 700 円から 2 万 800 円に改め、新たに、次の 12 ページで、郷土資料室嘱託員を加えるとともに、再雇用職員の中に学校用務嘱託員を加えまして、報酬額をそれぞれ月額 17 万円、時間割 1,550 円と定めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして施行日を平成 20 年 4 月 1 日にいたそうとするものでございます。これは学校医等の報酬額の引上げと、文化財係の正規職員の見直しに伴う郷土資料室の嘱託員配置及び一部の学校用務員の再任用から再雇用への任用替えに伴いまして、条例改正が必要となるというものでございます。説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

委員長 御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは御意見がないようでございますので、お諮りいたします。議案第 12 号は原案のとおり同意することに御異議はございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ありがとうございます。よって、議案第 12 号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第 6、議案第 13 号、福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第 13 号福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。13 ページをお開き願います。

提案理由でございますが、先程の議案第 12 号と同じでございますので、省略をさせていただきます。

内容でございますが、15 ページをお開きください。また、附属資料 3 の新旧対照表もあわせて御覧いただきたいと存じます。新旧対照表で説明させていただきますが、第 2 条に規定するあつ旋対象とする学校種に、新たに「中等教育学校の後期課程」を加えるとともに、学校教育法で規定する学校種の順序に規定をし直しまして、また同法の改正に伴う引用条例の変更、並びに第 5 条、第 8 条、第 9 条中の文言整理でございます。なお、附則としまして、施行日を公布の日にしたすこととするものでございます。

これは平成 18 年に新たに設立されました中等教育学校の第 1 期生が平成 21 年に後期課程に進学することに伴う整備と、学校教育法の改正に伴う規定整備により条例改正が必要となるというものでございます。説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

委員 長 御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 13 号は原案のとおり同意することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員 長 ありがとうございます。よって議案第 13 号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第 7、議案第 14 号、福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第 14 号、福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。16 ページをお開き願います。

提案理由でございますが、先程の 2 議案と同じでございますので省略をさせていただきます。

内容でございますが、18 ページをお開き願います。また、附属資料の資料 4 の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。新旧対照表で説明をさせていただきますが、第 1 条及び第 2 条第 7 号に規定する支給対象とする学校種に、新たに「中等教育学校の後期課程」を加えるとともに、第 7 条に規定する支給時期を「毎月」から「1 月、4 月、7 月及び 10 月」の四半期ごとの支給に改め、第 2 条第 1 号の文言整理をいたそうとするものでございます。なお、附則といたしまして、施行日を平成 20 年 4 月 1 日にいたそうとするものでございます。

これは、学校種の追加は先程の議案第 13 号と同じ理由でございますが、また四半期ごとへの支給時期の変更は、毎月来所する保護者等の負担軽減を図るため条例改正が必要となるというものでございます。説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

委員 長 はい、ありがとうございます。御意見がございませんようでしたらお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではお諮りします。議案第 14 号は原案のとおり同意することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 よって議案第 14 号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第 8、議案第 15 号、福生市民会館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。市民会館兼公民課長より内容説明をお願いいたします。

市民会館兼公民課長 それでは議案第 15 号の内容でございます。福生市民会館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、その提案理由並びにその内容について説明いたします。

提案理由ですが、市民会館における指定管理者制度に関する規定を定めたいので本条例を改正する必要があるものです。

その内容ですが、付属資料の 5、新旧対照表を御覧ください。第 17 条を第 21 条としまして、第 16 条の次に 4 条を加えるものです。第 17 条が指定管理者による管理、第 18 条が指定管理者が行う管理の基準、第 19 条が指定管理者に関する読替え、第 20 条が利用料金に関する読替え等の規定でございます。なお、この条例は平成 20 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

内容の詳細はここに書かれていることとありますので、御審議を賜りまして原案通り御同意いただけますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

委員長 よろしいでしょうか。御質問はありますか。

ないようですのでお諮りします。議案第 15 号は原案のとおり同意することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ありがとうございます。よって議案第 15 号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第 9、議案第 16 号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 それでは議案第 16 号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明申し上げます。23 ページをお開き願います。

提案理由ですが、前 4 議案と同じでございますので、省略をさせていただきます。

内容でございますが、25 ページをお開きください。附属資料 6 の新旧対照表もあわせて御覧いただきたいと思ひます。この新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。

福生市体育施設条例第 8 条関係の別表第 3、備考欄中の 3 項の次に 4 項として、「福生市営武蔵野台テニスコートをフットサルで使用する場合は、当該テニスコート 2 面分の額とする。」を新たに定め、フットサルの利用に供しようとするものでございます。なお、附則といたしまして、施行日を平成 20 年 4 月 1 日にいたそうとするものでございます。

説明は以上でございますが、御審議賜りまして原案のとおり御同意いただきますようお願いいたします。

委員長 御質問はよろしいでしょうか。

ではお諮りいたします。議案第 16 号は原案のとおり同意することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ありがとうございます。よって議案第 16 号は原案のとおり同意することといたします。

日程第 10、議案第 17 号、福生市体育館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 議案第 17 号、福生市体育館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明申し上げます。26 ページをお開き願ひます。

提案理由でございますが、前 5 議案と同じでございますので省略をさせていただきます。

内容でございますが 28 ページをお開きください。また、附属資料 7 の新旧対照表もあわせて御覧ください。新旧対照表で説明させていただきますが、福生市体育館条例第 19 条を第 23 条とし、第 18 条の次に新たに次の 4 条を加えるものでございます。

第 19 条は指定管理者による管理についてで、指定管理者に体育館の管理を行わせることができることの規定でございます。

第 20 条は指定管理者が行う管理の基準を定めてございます。

第 21 条は指定管理者に関する読替で、指定管理者が体育館の管理を行う場合において、「教育委員会」とあるものを「指定管理者」と読替える規定でございます。

第 22 条は利用料金に関する読替等で、条文中の「使用料」を「利用

料金」と読替え、また利用料金は指定管理者の収入とすることなどを定めてございます。

なお、附則といたしまして施行日を平成 20 年 4 月 1 日にいたそうとするものでございます。これは平成 21 年度から地域体育館 2 館を指定管理者に管理代行をさせるために、条例改正が必要となるものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

委員長 御意見よろしいでしょうか。

ないようですのでお諮りいたします。議案第 17 号は原案のとおり同意することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ありがとうございます。よって議案第 17 号は原案のとおり同意することといたします。

次に日程第 11、議案第 18 号、福生市教育センター条例に対する意見聴取についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 それでは議案第 18 号福生市教育センター条例に対する意見聴取につきまして、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。32 ページをお開き願います。

提案理由でございますが、前の 6 議案と同じでございますので省略をさせていただきます。

内容でございますが、新規条例でございますので、逐条にて御説明を申し上げます。

第 1 条は設置規定でございます。教育の充実と振興を図る目的のもと、法に基づく教育機関として設置する規定を置いております。

第 2 条では教育センターの名称と位置について、別表により規定しており、教育センターは公立小・中学校教職員研究・研修所、それから教育相談室、そして三つ目といたしまして学校不適應児童・生徒教育支援室の、三つの機能を備える教育機関であることを規定しております。

第 3 条では教育センターの所管する事業を 5 項目にわたり別記をしております。

第 5 条で委任規定を置き、施行についての必要な事項は、教育委員会規則で定める旨が規定をされております。

なお、附則で施行日を平成 20 年 4 月 1 日としております。

条例案での条文だけでは教育センターの全体像がわかりづらいと思い

ますので、本日御配付をいたしました資料に基づき更に説明をさせていただきます。議案 18 号資料、A 3 判の資料を御覧いただければと存じます。

まず職員の構成といたしましては、教育センター長に指導室長を充て、副センター長には事務局主幹を充てるとともに、主幹には研究・研修所長、教育相談室長、及び学校不適應児童・生徒教育支援室長を兼務させ、その他必要な職員を置くこととしております。このうち教職員研究・研修所には、再雇用の退職校長及び教員を、4 月から都の制度改正がございまして、非常勤教員と呼称が変わるわけですが、この非常勤教員の方々をそれぞれ研究・開発担当、あるいは研修担当に配置をいたします。

そしてセンターでは資料下段に挙げました四つの事業を行うこととしております。教育に関する専門的事項及び技術的事項の研究開発、並びに教育情報の収集及び活用に関すること。教職員の研修に関すること。教育相談に関すること。学校不適應の児童・生徒に対する支援に関することとでございます。

また、それぞれの所在地は条例別表に記載のとおりでございますが、公立小中学校教職員研究・研修所は、現在の教育委員会事務局が置かれております中央体育館に置き、教育相談室と学校不適應児童・生徒教育支援室、現在適応指導教室と呼んでおりますが、それにつきましては平成 20 年度中は現在地で業務を行い、平成 21 年度には現第 4 庁舎 2 階に移転をさせようとするものでございます。これは本年 4 月の都市建設部の新庁舎移転を待ちまして、その後改修を行うことによるものでございます。

教育センターの概要は以上のような内容でございますが、教育機関として設置するに当たりまして、第 1 条で規定をいたしました「法により条例で設置すること」とされておりますので、本条例の制定が必要となるというものでございます。

説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員 長 御質問はございますか。よろしいですか。

ないようでしたらお諮りいたします。議案第 18 号は原案のとおり同意することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員 長 ありがとうございます。御異議なしと認め、議案第 18 号は原案のとおり同意することといたします。

日程第 12、議案第 19 号、平成 19 年度一般会計補正予算(第 4 号)の原

案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第19号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分についての意見聴取について、提案理由並びに内容について説明申し上げます。34ページをお開き願います。

提案理由でございますが、前7議案と同じでございますので省略をさせていただきます。

それでは補正予算の内容でございますが、恐れ入ります、36ページをお開きください。最初に一般会計全体での予算額でございますが、歳入・歳出それぞれ6,170万2,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を228億7,585万5,000円といたそうとするものでございます。

続きまして、この補正予算のうち教育に関する部分でございますが、今回の補正予算につきましては、年度末を迎え、歳入・歳出ともに事業費の精査等により、額が確定したことに伴うものが多くなってございます。

41ページをお開きください。歳入で主なものは第13款使用料及び手数料のうち、第4目教育使用料では470万円の減額で、右側、体育施設使用料の説明欄2、3、6の各使用料で、テニスコートの工事、あるいは台風9号によります使用制限等による減額でございます。

42ページ、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金で、第5目教育費国庫補助金が3,365万7,000円の減額でございます。ページ右側小中学校費補助金の説明欄、第一小学校、第二小学校の工事費の減額に伴うものでございます。

44ページをお開き願います。教育費全体の歳出補正額は5,154万6,000円の減額でございます。各項目別では、第1項教育総務費では、学校施設等整備基金積立金を191万4,000円の減額。

45ページ、第2項小学校費では第4目学校整備費で、右側説明欄1から3の事業の工事請負費及び委託料で、入札差金により4,467万1,000円の減額と、財源調整でございます。

46ページ第3項中学校費、第4目学校整備費で、右側説明欄1、第一中学校防音機能復旧（復機）事業費の設計委託料が、これも入札差金によりまして122万8,000円の減額でございます。

47ページ第6項保健体育費では、第3目体育施設費で2,433万5,000円の減額。右側説明欄3から8の事業での工事請負費等の入札差金によるものでございます。第4目体育館費は1,677万4,000円の増額、右側説明

欄に体育館運営費の備品購入費でございまして、これは体育館のトレーニング機器を購入する内容でございますが、特定防衛施設周辺整備調整交付金の財源を充てまして、繰越明許費とさせていただきます。平成 20 年度当初予算での計上を予定しておりましたが、そのほかの補助対象事業の入札差金等に伴いまして、現時点では平成 19 年度の調整交付金の充当予定額が交付決定額を下回っておりますことから、有効活用を図るため、事業を前倒しで実施させていただくものでございます。

恐れ入ります、38 ページにお戻りいただきまして、第 2 表繰越明許費でございますが、先程の体育館のトレーニング機器購入事業を繰越明許費として 1,677 万 4,000 円計上いたします。繰越明許費とは歳出予算の経費のうち、その性質上、または予算成立後の事由によりまして、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところによりまして、翌年度に繰り越して使用することができる経費を言いまして、会計年度独立の原則に対する例外的な制度でございます。当該トレーニング機器の購入が年度内に終了する見込みがないための措置でございます。

また次の第 3 表、債務負担行為補正は、12 月補正で設定いたしました青少年海外派遣委託の契約を、このたび締結いたしましたことから、その契約額にあわせ債務負担行為補正をいたそうとするものでございます。

説明は以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

委員長 御質問でございますでしょうか。よろしいですか。

よろしいようでございますので、お諮りいたします。議案第 19 号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議がないようでございますので、議案第 19 号は原案のとおり同意することといたします。ありがとうございました。

日程第 13、議案第 20 号、平成 20 年度一般会計当初予算の原案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題といたします。教育次長より内容説明をお願いいたします。

教育次長 議案第 20 号、平成 20 年度福生市一般会計当初予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

なお、提案理由は議案第 19 号と同様でございますので、省略をさせていただきます。

52 ページを御覧ください。平成 20 年度の福生市一般会計の予算は、歳

入・歳出それぞれ 201 億 9,300 万円と定めるものです。これは前年度比で 23 億 9,000 万円の減額となっています。この歳入・歳出でございますが、53 ページから 63 ページが歳入の内容説明となっておりまして、64 ページ以降が歳出の内容説明となっております。なお、奇数ページは少しページが見つらいと思っておりますけれどもよろしくお願いたします。

歳入につきましては国庫補助金、都補助金、都委託金、あるいは施設等の使用料収入、そのほか雑入ということで金額の多寡はございますが、歳入がございます。ほぼ例年通りでございますけれども、その中で 61 ページをお願いいたします。第 15 款都支出金、第 2 項都補助金、第 7 目教育費都補助金、ページ右側の第 1 節社会教育費補助金、説明欄 2 で、放課後子ども教室推進事業補助金が、前年比 705 万 3,000 円の増でございます。

次に 62 ページをお開きください。第 15 款都支出金、第 3 項委託金、第 5 目教育費委託金、右側のページ欄、第 1 節教育総務費委託金の説明欄 5、問題を抱える子ども等の自立支援事業等委託金は、前年比 85 万 2,000 円の増でございます。

次に歳出について御説明申し上げます。64 ページをお開きいただきたいと思います。初めに教育費全体について申し上げますと、予算額は 24 億 4,666 万 8,000 円でございます。前年度比 1 億 5,414 万 7,000 円の減でございます。率にいたしまして 5.9 パーセントの減でございます。これは前年度に第一小学校新校舎便所改良工事、第二小学校防音機能復旧工事、福東グランド防球ネット改良工事などの大きな工事があったことが主な理由でございます。一般会計に占めます割合は 12.1 パーセントとなっております。

それでは内容について御説明申し上げます。なお説明に当たりましては、前年度と変わった部分や主な事業等を中心に御説明申し上げますので、御理解をお願い申し上げます。

まず第 10 款教育費、第 1 項教育総務費でございますが、3 億 408 万円の前年より 188 万 9,000 円、率にいたしまして 0.6 パーセントの増でございます。

これにつきましては第 1 目の教育委員会費 2 億 462 万 3,000 円でございます。前年度比 347 万 1,000 円、率にいたしまして 1.6 パーセントの減でございます。ページ右側の説明欄 4 の教育委員会事務費の第 11 節印刷製本費は前年度比 2 万 4,000 円の減額になっておりますが、教育広報「福生の教育」をより読みやすくし、積極的な情報提供を行うために、印刷仕様

をレベルアップいたしまして二色印刷といたします。そのほかについては前年度と同様で大きな変化はありませんが、経費節減に努めたところでございます。

次に 65 ページをお願いいたします。第 2 目の教育指導費でございますが、9,429 万 9,000 円で、前年度比 383 万 3,000 円、率にいたしまして 4.2 パーセントの増でございます。これにつきましてはページ右側の説明欄 3 の特別支援教育費は、第 8 節特別支援学級等指導補助員謝礼を 26 万 3,000 円増額し、指導補助員の配置を増やし、児童・生徒の安全管理の充実等を図ったものでございます。

続きまして 66 ページをお願いいたします。説明欄 6 の教職員研修費でございますが、第 19 節福生市公立学校教育研究会負担金が、前年度比 35 万円の増となっております。委託費を増額することによりまして、より一層の充実を図るところでございます。次に説明欄 11 の部活動振興事業費は、前年度の事業名は部活動経費として記載していましたが、平成 20 年度は部活動のより一層の振興を図ろうとの意図から、部活動振興事業費と改めたものでございます。前年度比 215 万 6,000 円、率にいたしまして 31.7 パーセントの増となっております。第 8 節では、前年度は部活動指導教員に部活動報償金として 332 万 1,000 円を支給しておりましたが、これを廃しまして、平成 20 年度は新たに第 11 節で消耗品 45 万円、第 14 節自動車借上料として 68 万 4,000 円。第 19 節各種大会参加負担金 100 万円。生徒派遣費交付金 200 万円などを予算計上いたしまして、部活動の活性化、質的向上を目指します。

次に 67 ページをお開きください。説明欄 13 の問題を抱える子ども等の自立支援事業調査研究費は、前年度の事業名はスクーリングサポートネットワーク整備事業調査研究費でございましたが、平成 20 年度は学校が抱える課題について一層きめ細かな支援を行うため、子どもの状況把握のあり方や関係機関が連携した本格的なネットワークのあり方について、国のモデル事業の指定を受けて行うものでございます。前年度比 96 万 7,000 円、率にいたしまして 78.3 パーセントの増となっております。

説明欄 15 の教育センター事業費 75 万 8,000 円は、平成 20 年度の新たな事業でございます。教育関係職員の研究・研修及び資料収集等を集中的に行い、教育の振興を図るとともに、教育相談、特別支援教育の整備・充実を図るため、現第 4 庁舎の 2 階に施設を開設するに必要な備品購入等を予算計上したものでございます。平成 20 年度より施設の改修工事、備品

等の搬入等を行いまして、平成 21 年 4 月より開設を予定してございます。それまでの間は中央体育館 1 階に必要な人員を配置し、教育相談は従来どおり 2 階にて業務を続ける予定でございます。

説明欄 16 の宿泊学習教室事業費 383 万 5,000 円は、平成 20 年度の新規事業でございますが、中学校 1 年生を対象に生活習慣、学習習慣の改善に向けた合宿型の学習教室を実施いたすもので、4 月に中学校 3 校の新 1 年生全員を対象に 2 泊 3 日の日程で実施いたします。

次の第 3 目学校施設等整備基金費の 515 万 8,000 円は、学校施設等整備基金から生じます利息を基金へ積み立てるものでございます。前年度比 153 万 7,000 円、率にいたしまして 42.4 パーセントの増でございます。

次に 68 ページをお願いいたします。第 2 項の小学校費は 3 億 7,692 万円。前年度比 2 億 2,261 万 9,000 円、率にいたしまして 37.1 パーセントの減でございます。

これにつきましては、第 1 目学校管理費は 2 億 3,392 万 2,000 円で、前年度比 880 万円、率にいたしまして 3.6 パーセントの減です。説明欄 3 の保健体育衛生費は、節減に努めたほかは大きな変化はございません。69 ページをお開きください。説明欄 4 の学校施設維持管理費は、前年度比 785 万 9,000 円、率にいたしまして 6.5 パーセントの減でございます。これも経費の節減に努めたものでございます。

次に 70 ページに移りまして、第 2 目教育振興費でございますが、1 億 2,406 万 6,000 円でございます。前年度比 616 万円の減、率にしまして 4.7 パーセントの減でございます。

次に第 3 目特別支援学級費は前年度比 11 万 2,000 円の減、率にしまして 6.9 パーセントの減でございます。これも節減に努めたほか、内容は前年度と同様で特に変わりはありません。

次に第 4 目学校整備費でございます。1,742 万 2,000 円、前年度比 2 億 754 万 7,000 円、率にいたしまして 92.2 パーセントの減でございます。前年度比は第一小学校新校舎便所改良工事費、第二小学校防音機能復旧工事等の大きな工事がございましたが、今年度は第四小学校プール循環装置改修工事と第二小学校、第三小学校、第四小学校のプールスタート台の撤去が主なものでございます。

次に 71 ページをお開きください。第 3 項中学校費は 4 億 7,627 万 2,000 円、前年度比 1 億 7,840 万 5,000 円、率にいたしまして 59.8 パーセントの増でございます。

これにつきましては、第1目学校管理費では1億2,895万5,000円、前年度比1,353万円、率にいたしまして9.5パーセントの減でございます。説明欄1の職員人件費で前年度比406万8,000円が減となっております。これは一般職の職員数が前年は6人でしたが、このうち学校用務職員1名が再任用職員から再雇用職員へ任用替えとなったため、職員は5人となることによるものでございます。説明欄3の保健体育衛生費は、内容は前年度と同様、大きく変わった点はございません。経費節減に努めたところでございます。ページが変わりまして72ページの説明欄4、学校施設維持管理費につきましては前年度比596万9,000円、率にいたしまして7.4パーセントの減でございます。

次の第2目教育振興費でございますが、7,776万7,000円、対前年度比671万7,000円、率にいたしまして7.9パーセントの減でございます。これも内容は前年度と同様で大きく変わった点はございませんが、経費節減に努めたものでございます。

73ページをお開きください。第3目特別支援学級費は124万円、前年度比18万5,000円、率にいたしまして17.5パーセントの増です。説明欄1の特別支援教育振興費のうち、第14節会場借上料として新たに24万6,000円を計上したことなどによるものでございます。

第4目学校整備費は2億2,902万円、前年度比1億9,967万4,000円の増でございます。ここでは新たな事業といたしまして、第一中学校の防音機能復旧工事、1億9,778万9,000円、屋上防水改良工事が2,118万9,000円。第二中学校便所改良工事が334万2,000円など、予算計上をしております。

次に第5目の昼食対策費でございますが、3,929万円で前年度比120万7,000円、率にいたしまして2.9パーセントの減でございます。

次に74ページに移りまして、第4項学校給食費は2億9,578万8,000円、前年度比274万4,000円、率にいたしまして0.9パーセントの増でございます。内容は前年度と同様で大きく変わった点はございません。

次に76ページをお開きください。第5項社会教育費は7億2,753万5,000円、前年度比1,980万円、率にいたしまして2.8パーセントの増でございます。

これにつきましては、第1目社会教育総務費は1億2,831万円で、前年度比2,537万6,000円、率にいたしまして24.6パーセントの増となっております。説明欄2の職員人件費では前年度比730万9,000円の減額と

なってございますが、これは市史編纂事業の廃止等に伴う職員 1 名減によるものでございます。説明欄 5 の国際交流青少年海外派遣事業は、事業の見直しを行いまして、訪問地をアメリカ合衆国ワシントン州シアトル市へと変更いたしました。第 13 節委託料を始め、経費節減に努めたところでございます。77 ページをお開きください。説明欄 8 のふっさっ子の広場事業費は、前年度比 3,315 万 1,000 円の増額です。平成 20 年度は新たに第三小学校、第五小学校、第七小学校の 3 校で開設を予定してございます。説明欄第 1 節嘱託員報酬 2,121 万 1,000 円は、ふっさっ子の広場の統括指導員 4 人と指導員 8 人の報酬でございます。第 13 節安全見守り業務委託料 463 万 3,000 円は、ふっさっ子の広場に参加する児童の安全を図るための見守り員 4 人の配置をシルバー人材センターに業務委託するためのものでございます。第 2 目文化財保護費、1,863 万円は、前年度比 198 万 7,000 円で率にいたしまして 9.6 パーセントの減でございます。説明欄 2 の文化財事務費の第 1 節郷土資料室嘱託員報酬 612 万円は、嘱託員 3 人に支払う報酬でございます。平成 20 年度に新たに予算計上いたしましたものでございます。市史編纂事業の廃止に伴う職員一人の減によりまして、文化財係が 2 名勤務になります。これは基礎勤務職場となることから、事業の円滑な運営を図るために、非常勤の特別職の職員として嘱託員を雇用し、配置するものでございます。

次に 78 ページの第 3 目市民会館費 1 億 4,463 万 3,000 円は、前年度比 608 万 3,000 円で、率にいたしまして 4 パーセントの減でございます。経費の節減に努めたところでございます。

80 ページをお開きください。第 4 目公民館費は 1 億 740 万 2,000 円で、前年度比 7,000 円の増でございます。内容は前年度と特に変わりはありません。

次に 81 ページをお開きください。第 5 目図書館費は 2 億 6,210 万 2,000 円でございます。前年度比 533 万 7,000 円、率にいたしまして 2 パーセントの増でございます。平成 20 年度は新規施策である貸出確認装置、ブックディテクションの設置に係る予算の計上をしております。これは中央図書館での図書の紛失防止を図るため、IC タグを図書に貼付し、確認装置を通して図書を貸し出そうとするシステムでございます。この施策導入に伴う予算といたしましては、説明欄 3 の図書館運営費、第 11 節消耗品費の中から、IC タグ購入費として 94 万 1,000 円、82 ページに移りまして説明欄、第 13 節貸出確認システム導入委託料 115 万 5,000 円。同節

の貸出確認装置据付調整委託料 66 万 1,000 円、第 14 節電算機借上料の中から 74 万 4,000 円で合計 350 万 1,000 円の予算を計上してございます。

次に第 6 目地域会館管理費は 5,445 万 4,000 円でございます、前年度比 201 万 7,000 円、率にいたしまして 3.5 パーセントの減でございます。

83 ページをお開きください。第 7 目展示施設費は 660 万 1,000 円で、前年度比 36 万 6,000 円、率にいたしまして 5.2 パーセントの減でございます。これはプチギャラリーの管理に関する経費を計上したものでございます。

第 8 目文化施設費は 540 万 3,000 円でございます、前年度比 46 万 7,000 円、率にいたしまして 7.9 パーセントの減でございます。これは茶室福庵の管理に要する経費を計上しております。いずれも経費の節減に努めたところでございます。

次に 84 ページをお願いいたします。第 6 項保健体育費は 2 億 6,607 万 3,000 円でございます、前年度比 1 億 3,437 万 6,000 円、率にいたしまして 33.5 パーセントの減でございます。

これにつきましては、第 1 目保健体育総務費は 3,562 万 2,000 円で、前年度比 14 万 3,000 円、率にいたしまして 0.4 パーセントの減となっております。内容は前年度と同様で、大きく変わった点はございません。

次に第 2 目保健体育振興費は 754 万 7,000 円で、前年度比 254 万 3,000 円、率にいたしまして 24.3 パーセントの減でございます。85 ページに移りまして、説明欄 3 の子ども体験塾事業費、第 13 節子ども体験塾事業委託料は、前年度比 127 万 1,000 円の減でございます。平成 20 年度におきましては事業内容を見直し、実施いたそうとするものでございます。

次に第 3 目体育施設費は 6,967 万円で、前年度比 1 億 3,434 万 9,000 円、率にいたしまして 65.8 パーセントの減でございます。これは前年度に市営プール循環設備改良工事、武蔵野台テニスコート改良工事、福東グラウンド防球ネット改良工事など、老朽化しました施設の整備や、安全対策としての整備等が必要な体育施設の改良事業が終了したことによるものでございます。説明欄 1、市営プール運営費、説明欄 2、そのほかの体育施設運営費、これらの内容は前年度同様で大きく変わった点はございませんが、経費の節減に努めたところでございます。説明欄 3、施設改良及び管理費は前年度比 689 万円の減でございます。これは前年度に第 18 節備品購入費で、スポーツトラクター一式を購入したことによるものでございます。

次に第 4 目体育館費は 1 億 5,323 万 4,000 円でございます、前年度比

265万9,000円、率にいたしまして1.7パーセントの増でございます。これは説明欄1、職員人件費の第3節職員手当の増によるものでございます。86ページに移りまして説明欄2、体育館運営費は前年度と同様で大きく変わった点はありませんが、説明欄3施設改良費第15節中央体育館内装改良工事100万8,000円は、教育委員会事務局が新庁舎へ移転することに伴いましてそのあとを改良し、会議・研修などで使用するための工事費でございます。

以上で教育費の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただきますようお願いいたします。

委員長 御質問等ございましたらお願いします。

平野委員 66ページの部活動振興事業費のことですが、付添いの先生方の手当てがなくなったという御説明でしたが、別の面で先生方に出ているということなんでしょうか。

参事 部活動振興事業費の、これまでございました教職員の報償金に関することですが、東京都教育委員会が都立学校に対しまして、部活動を職務化するということで規定をいたしました。即ち部活動が、これまでの考え方と違いまして職務になるわけでございます、それについてはこれまで教職調整額が既に支給されているところでございますし、また休日等につきましては振替をとることで対応することになるかと思えます。

本市におきましても教職員にこういう措置が東京都においてなされているにもかかわらず、これ以上補助金という形で支出をするのはいかなものかといった判断に基づきまして、このようなことにさせていただきました。その分の部活動の振興につきましては、新たに消耗品費として予算項目を設けまして、また部活動の外部指導員の謝礼金等に増額をいたしておりまして、対応しているところでございます。以上でございます。

委員長 この件はよろしいですか。

平野委員 もう1件よろしいですか。85ページの子ども体験塾のことについてです。前年度よりずいぶん予算が少なくなっていますが、昨年は、とても好評で、抽選にもれた児童もいたかと思えます。事業の見直しとは、事業縮小のことですか。

スポーツ振興課長 この初年度、東京都市長会からの助成をいただいておりまして、400万円近い補助金がございます。この助成金は、毎年いただけるということではないので、今後も継続してやっていきたいという一つの流れの中で、人数を少し制限し、とりあえず昨年同様の場所で考えてございます。今

後は、できれば近場へ移転していくような形で、経費がかからないように継続していきたいと考えております。

委員 長 東京都体育協会からの助成金ですか。

スポーツ振興課長 東京都体育協会ではなくて、東京都市長会からの助成金です。

委員 長 東京都からの助成金ですか。

これは福生市の独自の予算ではないということですか。

スポーツ振興課長 そうです。一部市の一般財源を使っておりますけれども、助成金をいただいた事業です。

平野委員 63 ページの雑入の 33、多摩・島しょ子ども体験塾市町村助成金の 450 万がそれですか。

スポーツ振興課長 そのとおりです。そのうちの一部を充てました。一部はほかのところで使っています。

教育 長 青少年海外派遣事業にも使わせてもらっています。

平野委員 わかりました。

委員 長 私からよろしいですか。まず一つは、質問なのですが、66 ページの第 19 節に都学校教育相談研究会負担金等々が載っていて、書写が載っています。こういった研究会は、ほかにも国語や算数等もあるのでしょうか。あるのだけれどそれらの研究会には、福生市から積極的に参加していないということなのですか。

指導主事 研究会自体の存在はございますが、それに対する負担金というのは特に発生しておりません。

委員 長 書写だけがあるということですか。

指導主事 そうです。

教育 長 西多摩地域が共同でやりたいという事業などがありますので、そういうものが単独で残っているものが幾つかあるかと思えます。

委員 長 そうですか。都と書いてありましたので。

それから、67 ページの第 14 節理科支援配置事業は、小学校が希望すると国なり都から補助が出るわけですね。今のところ 3 人だけですが、ある学校か、数校で実施しているに過ぎないからこれだけなのですか。人数が増えても、都なり国なりから補助金は出してくれるものですか。

指導主事 現在のところ 1 名、支援をお願いしているところです。来年度は、国からの補助金が増えるというので、それに伴って増員していくという形です。

委員 長 これはある程度希望すれば補助金が出るはずですね。

指導主事 これは学級数に対しての何パーセントという制限があります。

委員長 そうすると福生市ではどれくらいまで制限でしょうか。
指導主事 今のところは、都の補助金でいいますとこの3名です。
委員長 3名なのですか。わかりました。

それとこれはまさに意見なのですが、教育センター事業費については、例えば報告書等も将来はきちんと出していかなざるを得ないし、それから教育研究・研修費も予算計上していかなざるを得ない、いや、いくべきだろうと積極的に思いますので、今後ぜひ御努力をしていただきたいという意見です。

それからもう一つ、これはまた質問です。71ページになりますが、2学校運営費第19節に、日本スポーツ振興センター負担金がありますが、これはどういう団体なのですか。

学務・指導係長 それでは日本スポーツ振興センターにつきまして御説明を申し上げます。正式名称は独立行政法人日本スポーツ振興センターでございます。内容でございますが、保険事業でして、学校の管理下におきまして児童・生徒がけがをした場合、その医療費と見舞金等を支給するといった規定になっておりまして、家を出てから学校まで、学校を出てから家に着くまで、その間も含まれるというもので、かかった医療費の10分の4を補填するものでございます。通常医療費の10分の3は健康保険でまかなわれますので、その全額と残り1割、これがお見舞金相当額ということでございます。

委員長 わかりました。ほかによろしいですか。

平野委員 もう一点よろしいですか。72ページの一番下の扶助費に、中学校の給食費扶助費とありますが、中学生にも昼食料として支払われていたということですか。

学校給食課長 中学校の場合につきましては、ミルク給食という給食を実施しておりますので、その牛乳代が扶助費で出ております。

委員長 ほかによろしいでしょうか。

ないようでございますので、お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議がないようでございますので、日程第13、議案第20号は原案のとおり同意することといたします。

日程第14、協議事項1、平成20年度福生市教育委員会の基本的な考え方(案)についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いい

たします。

庶務課長 それでは協議事項1、平成20年度福生市教育委員会の基本的な考え方(案)についての提案理由、並びに内容につきまして御説明申し上げます。本件は協議事項でございます、毎年3月に開催されます第1回福生市議会定例会の初日の冒頭で、市長の施政方針に続きまして、教育委員長から登壇にて御発言いただくものでございます。当該案を事務局で作成いたしましたので、その内容につきまして御協議いただきたく提案するものでございます。

それでは92ページから96ページにわたりお示ししてございます全体の構成を申し上げますと、92ページで始めに国の動向を述べまして、それに伴って教育委員会の教育目標に反映する一部修正を行ったこと、そして平成20年度の教育目標及び基本方針を作成したことへと続きます。国の動向の部分では、指導要領の改定についての加筆をしてございます。

次に93ページから94ページにかけて修正後の教育目標の紹介と、目標を実現するための四つの基本方針の紹介をいたしております。

続きまして94ページ中程から平成20年度の主な教育施策の紹介をいたします。学校教育施策の最後の部分、95ページの中段より上の部分でございますけれども、新学習指導要領の完全実施に向けた準備についての加筆をしてございます。そして最後に再構成しました教育推進プランの紹介をし、結びに教育行政に責任を持って取り組むことへの決意を述べる言葉で締めくくるという構成内容でございます。以上でございますが、御協議いただきまして本日御決定いただけるようお願い申し上げます。

委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。私の希望を少し入れさせていただきたいのですが、内容は特に飛び抜けることがないことはお約束するというところでよろしければ、これで決定いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 それでは、協議事項1は原案のとおり決定いたします。

日程第15、協議事項2、平成20年度～22年度福生市教育推進プラン(案)についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは協議事項2、平成20年度～22年度福生市教育推進プラン(案)についての提案理由、並びに内容につきまして御説明申し上げます。何回かの御協議を経て、このたび最終案として取りまとめましたので、本日御協議の後御決定をいただくよう提案するものでございます。

それでは内容につきまして御説明いたします。協議事項資料2をお開き願います。別冊資料でございます。件名が長いので、以下20年度推進プランと呼ばせていただきます。20年度推進プランは従前の学校教育編に社会教育編を含めた2部構成に編成をし直しまして、施策の取組の指針とすべく、教育委員会の所管する事務事業を一冊で網羅したプランとして作成をいたしました。

表紙を一枚おめくりいただきまして、次の目次のページを御覧いただきたいと存じますが、初めに「基本的な考え方」を置きまして、次に学校教育編、社会教育編と続きまして、最後に附属資料を置く、こういった全体の構成となっております。また学校教育編及び社会教育編の内容は共通いたしまして、施策の体系、内容と方向性、推進事業計画の一覧表、この順序により構成をしてございます。

それでは内容につきまして簡単に説明をさせていただきます。1ページをお開きください。「基本的な考え方」の項でございますが、社会教育編を合冊したことに伴いまして、所要の文言整理をしてございます。

続きまして学校教育編及び社会教育編の内容につきまして、主に変更点を中心に御説明いたします。

まず3ページからの学校教育編でございますが、5ページ、6ページをお開きください。施策の体系でございますが、学校教育編では従来どおり四つの視点ごとの大分類、中分類、そして小分類といった形でツリー状に施策と推進事業を系統立てて網羅してございます。この体系図での変更点としましては6ページの視点、教育環境の整備の中分類に、学校の適正配置の推進を移動いたしました。

次に7ページからの内容と方向性の項でございます。ここでは四つの視点ごとにそれぞれ、1、現状と課題、2、目標、3、推進事業の内容、この3点で構成をいたしております。

この中で2の目標の項につきましては大幅な加筆、修正をいたしておりますが、これは従前教育委員会の基本方針に補足説明をしておりました、各方針の解説文のあとの具体的な目標部分を、こちらへ整理、統合したことによります。

また次の3、推進事業の内容の項につきましては、従前からの事業に新規あるいはレベルアップされた事業を加える形で構成しております。これは23ページ以降の推進事業計画の一覧表と連動しているものでございます。一部を御紹介いたしますと、福生市立中学校宿泊学習教室、中学校部

活動の活性化、福生市教育センターの開設、これらの事業を盛り込みまして、また所要の文言整理を行ってございます。

次が3項目目の推進事業計画の一覧表でございまして、24ページから40ページまでで施策の体系順に掲載をしております。

続きまして社会教育編でございまして、41ページ以降でございまして。推進プランに合冊するために、この社会教育編を社会教育委員の会議におきまして、1項目目の施策の体系と、2項目目の内容と方向性につきまして再構築をいただいております。

43ページから44ページにわたりまして施策の体系が表されておりますが、六つの視点に分け推進事業の内容を体系づけております。

45ページからが内容と方向性の項でございまして。六つの視点ごとにそれぞれ学校教育編と同様、1、現状と課題、2、目標、3、推進事業の内容、この3点の構成といたしてございまして。

51ページから71ページまでが推進事業計画一覧表でございまして、施策の体系順に登載してございまして。新規事業としましては、中央図書館貸出確認装置の設置事業、郷土資料室での嘱託員配置などがございまして。

73ページ以降が附属資料でございまして、福生市教育委員会の教育目標、基本方針に登載してございまして。

なお、委員の皆様からお寄せいただきました御意見につきましては、反映しまして所用の文言整理を行っておりますので、確認をお願いしたいと存じます。内容説明は以上でございまして。

委員長 例えは順番を入れ替えるとか、文言についても大分きちんと直して下さったようですが、御意見はございますでしょうか。

平野委員 ひとつ伺いたいところがあるのですが、53ページの一番上、「国際理解・多文化共生学習及びE S D」のところなのですが、このE S Dについて少し教えていただけますでしょうか。

市民会館兼公民課長 このE S Dというのは、英語名で Education for Sustainable Development のE S Dを使っているものです。日本語では「持続可能な開発のための教育」と言われていまして、2002年のヨハネスブルグのサミットで、小泉首相がこのことを推進する、と発言して、2005年から10年間にわたって国連の取組として行われるものです。

それで福生市ではこれを「持続可能なまちづくりの取組」と考えているところなんです。いろいろな外国人の方が福生にもいますので、そのいろいろな文化の交流、相互理解、そういうことを学習する場にしようではないか。

またはそういう機会を提供しようではないかと考えていまして、現実には準備会を行っているという状況で、4月以降からこの月1回の準備をして、福生市にとっての「持続可能なまちづくり」とはどのようなものか、いろいろな方の参加できるまちづくりとはどのようなものかということ、考える事業を行っていきたいと考えているところです。

平野委員 その下の新規の、環境問題に対応する事業、安全安心のまちづくりに関する事業、地域の魅力を発見する事業というのはやはりそれに基づいているということですか。

市民会館兼公民課長 はい、そうです。

平野委員 あと一つなのですけれども、この「安全安心のまちづくりに関する事業」とあるのですけれども、ほかの部署で「安全安心まちづくり市民広場」というのがありますね。名前が非常に似ているので、市民の方は混乱されるかと思いますが、もう少しわかりやすくしたらいかがでしょうか。

市民会館兼公民課長 この事業を実施するときまでには、考えていきたいと思います。

委員 長 どうなのでしょう、今のESDを普遍的に全員が理解できるわけではなから、その英語も括弧して書いておいたらいかがですか。そして中身は、福生市にとっての、という御説明が、ある程度生かされた説明文にされたほうがよさそうですね。

公民館活動は非常に難しいというか、いろいろなところと広がりがあるし、市民生活そのものの活動もあるので、市の政策全部を網羅しているようなところがあって、差別化は難しいところなので、今後とも市民の理解に努めていただければと思います。

ほかにございますか。

平野委員 今回の53ページの「地域の魅力を発見する事業」は新規となっていて、熊川地域で1コースのようですが、これは徐々に地域は広げる予定でこの1コースなのですか。

市民会館兼公民課長 平成20年度は、まず熊川地域で実施して、熊川の魅力を発見し、熊川の人たちに広げていこうというのが第1回目です。

熊川がなぜ選ばれたか多少申しますと、まず歴史的な建造物が多いということ。例えば玉川上水、熊川分水、そういうものがありますので、熊川からやってみようではないかということになりました。事業名は「熊川検定」とし、白梅分館で行っていこうと考えているところです。この方法が定着できれば福生地域や武蔵野台地域も徐々に広げていければと考えています。

委員 長 よろしいですか。ほかにございますか。

一つだけ。これ全体に「再掲」という文言がたくさんあります。ということは冊子を分厚くする原因にもなるので、例えば表題だけにしてしまうとか、スリムにできればお願いします。これは教育長と次長にお任せすればいいですかね。

どうぞお願いいたします。

渡辺 委員 特に社会教育関係になるかと思うのですけれども、いろいろな事業を行う時に、非常にアナウンスが下手だなと思います。ぜひ多くの方が参加できるような、上手なアナウンスをしていただければと思います。

委員 長 どんな方法があるのでしょうか。

渡辺 委員 それは、僕にはまだないですが、もっと上手にできる、あるいはやってほしいなと思います。

委員 長 例えば市の広報とか、公民館だよりだとか、いろいろな方法で広報をしてくれています。あるいは場合によっては回覧板も使っていると思います。私も社会教育部門の一端を少し手伝っていて、なかなか行き届いてないので知らなかったという話は確かに聞くのだけれども、では知っていたら来てくれたのかということでもないのですね。言葉では「知っていたら行ったのに。」とか言うのだけれども、ぜひみんなでこのことも、私たち自身も考えることといたしましょう。よろしくお願いいたします。

この教育プランが一目で見てわかるような、絵解きのようなものも将来的には考えていきたいと思っています。

それでは修正が加わるということを知った上で、この協議事項2は原案のとおり決定したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員 長 ありがとうございます。それでは協議事項2は原案の一部修正があるということを前提の上で決定いたします。よろしくお願いいたします。

日程第16、その他報告事項について御説明願います。1、平成20年度福生市青少年海外派遣事業の派遣先の変更について、社会教育課長よりお願いいたします。

社会教育課長 平成20年度福生市青少年海外派遣事業の派遣先の変更について御報告させていただきます。この事業は平成14年度から6年間にわたって同一業者への委託により、生徒の派遣先はアメリカ合衆国、ユタ州オレム市でございました。この事業は旅行業者に委託して実施しているわけですので、同一業者による委託が長期になり、平成20年度は委託の内容

の検証が必要だろうとの判断から、改めて業者の選定を行うことといたしました。

その結果青少年海外派遣事業の委託先につきましては、アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市に変更することになりました。シアトル市はワシントン大学及び博物館などの学術施設を有し、ボーイング社及びマイクロソフト社などの先端企業が栄え、周囲にはマウントレーニア国立公園などの自然にも恵まれていることから、ホームステイ及び語学研修とともに、校外学習として自然体験、文化体験、社会体験がバランスよく総合的に体験できる都市であることにより、派遣先にふさわしいと決定いたしました。

詳しい内容につきましては99ページの日程表(予定)を御覧ください。アメリカ合衆国ワシントン州のシアトル市でのホームステイが主になりますが、市内に在住する中学生12名を、平成20年7月22日火曜日から8月4日月曜日まで、12泊14日の日程で派遣し、さまざまな体験学習を行うプログラムとなっております。この中では、自然体験でいえばマウントレーニア国立公園の山歩きを7月30日に、スポーツ文化体験ではマリナーズの野球観戦を7月23日に予定しております。社会体験ではボーイング社の組立工場の見学を7月25日に、生活文化・歴史体験としてはパーク自然史文化博物館の見学を7月24日に予定しております。

以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。ほかの報告がございましたら。委員の皆さんからはいかがですか。ございませんようですので、その他報告事項の説明は終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これもちまして平成20年第2回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時39分 閉会